

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。 （公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 または 更新償還率 ≤ 1.0
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては10年、その他の地区においては7年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。 ・用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田（畑）化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化
	②水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業用水を都市用水及び他種利用における転用可能な水量が確保される。 ・地域用水機能が発揮される。
	③健全な水循環の維持増進、農村地域の環境保全型資源循環の構築に資する。	受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されており、農業用排水施設における水質浄化施設の整備により、流域の水質保全が図られる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意が得られている。
	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。 営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	⑦農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村等が作成する農業振興計画等に位置づけられた作物の導入が図られる計画となっている。 ・野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物の導入が図られる計画となっている。
	⑧国営事業等関連する他の公共事業との関連で緊急性が高い。 国営事業等他の公共事業と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑨老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・老朽化等により通水阻害等機能低下が生じており、農業被害が発生している。または、その恐れがある。 ・施設が未整備であるため、農業被害が発生している。 ・老朽化等により災害の危険性があり、早急に施設の整備を行う必要がある。 ・ここ数年の維持管理費が、以前と比較し増大している。
	⑩地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する議決が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
	⑪高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑫都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	⑬その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

チェックリスト判定基準表（農業生産法人等育成緊急整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農業生産法人等育成緊急整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物の労働時間の短縮が図られる。 ・ 水稲であれば事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがある。 ・ その他の作物が主であれば50%以上短縮される見込みがある。
	②担い手への農地利用集積が図られる。	事業の完了時において、育成された農業生産法人等の経営等農用地面積が受益面積の30%以上となる見込みがある。
	③農地の高度利用が図られる。	地区の耕地利用率または本地利用率が、事業実施前より10ポイント以上増加する見込みがある。
	④麦・大豆・飼料作物の作付が相当程度拡大する。	麦・大豆・飼料作物の延べ作付面積が地区水田面積の25%以上を占める見込みがある。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が95%以上である。
	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・水田農業推進協議会に当該土地改良区等が参画している。 ・農協、普及センターを含めた営農支援体制が整っている。
	⑦野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物が導入される計画となっている。 同左
	⑧国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。 国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある。
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総(代)会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑩ 農業生産総合対策事業と連携している。	土地利用型農業推進協議会（産地協議会）が設立され、当該地区を含む地域についての土地利用型作物の生産振興等について検討が行われている。
	⑪ 農地流動化地域総合推進事業と連携している。	市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチームに地区の土地改良区等が参画しており、かつ、プロジェクトチームが作成した事業連携計画に当該地区の経営体育成基盤整備事業が位置づけられている。
	⑫ 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑬ 市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左

チェックリスト判定基準表（補助海岸事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	海岸法及び事業実施要綱・要領等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（補助海岸事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①海岸災害等からの被災者の減少が見込まれる。	防護（浸水及び侵食）地域内で被災を受ける恐れのある住民数が事業実施により減少する見込みがあること。
	②海岸災害等からの被害面積の減少が見込まれる。	浸水地域の範囲が事業実施により減少する見込みがあること。
	③海岸侵食から国土消失面積の減少が見込まれる。	事業実施により侵食地域が減少する見込みがあること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①海岸事業による効果のうち、農業関係の割合が高い。	全体効果のうち、農業関係の効果が概ね50%以上であること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	③事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	④過去災害による農業被害等が、発生するなど、今後も地域の自然・地形条件により、災害発生の危険性が高い地域となっている。	・過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。 ・緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤等の災害発生危険地域に該当すること。
	⑤防護区域内に重要な一般・公共施設等がある。	人家、病院、老人ホーム、身障者施設または国道、県道、鉄道、空港、官公署、あるいは、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内にあること。
	⑥海岸保全施設の安定度が低下している	事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること。
	⑦耐震対策の計画がある。	耐震設計に基づく計画が策定されていること。
	⑧他事業との関連で緊急性がある。	他の公共事業（治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること。
	⑨地域住民に対し、事業計画の内容等について説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。	地域住民への公聴会等により計画が周知されていること。
	⑩都道府県及び市町村に本事業と関連のある防災に関する計画がある。	地域防災計画等に位置づけられているまたは、位置づけられる見込みとなっていること。